

H 2 1 . 5 . 1 8

自治医科大学の第 1 次試験の試験地の見直しに 関する都道府県知事意見照会結果（主な意見）

提案 1) 第 1 次試験の試験地の見直し

現行の出身高等学校所在地に加え、本人の本籍地又は住所地（同一都道府県内に継続して 3 年以上居住することを条件とする）を第 1 次試験の試験地とする。

提案 2) 複数の都道府県へ重複して出願した場合の取扱い

複数の都道府県へ重複して出願した場合は、当該年度の受験資格を失うものとする。

回答数 4 7 / 4 7 都道府県

賛 成 3 5

条件付賛成(一部反対) 9 複数回答あり

- ・「本籍地」はどこへでも転籍可能なため不相当である。(8)
- ・高校入学に伴い、学生寮等に住所を移動した者については、高校入学直前の住所地（住民票記載地が 3 年以上）の所在する都道府県を追加する（高校修学期間内の移動状況は住民票で確認）。(1)
- ・高校（当該高校に併設する中学校から当該高校に入学する場合は、併設する中学校）又は中等教育学校入学に伴い、学生寮等に住所を移動した者については特例的に高校（当該高校に併設する中学校から当該高校に入学する場合は併設する中学校）又は中等教育学校入学直前の住所地の所在都道府県を追加する。(1)
- ・県外の高校への進学者もいるため、「出身中学校所在地」の都道府県も追加する。(1)
- ・中高一貫の学校かどうか、その場合、本当に中学から進学したのか等の確認事務が繁雑になるため、「出身中学校又は小学校の所在都道府県」を加える。(1)
- ・(中高一貫校に進学した者を救済するため、)中高一貫校若しくは高等学校への進学のため、住所を移転した者が進学先の中高一貫校等の所在都

道府県と異なる都道府県（志願者の出身小学校若しくは中学校の所在する都道府県に限る。）での受験を希望する場合について、当該都道府県に3年以上居住し、かつ事情やむを得ないと認められるときは、当該都道府県を第1次試験地として認めるものとする。（1）

- ・（予備校寮に居住の浪人生を救済するため、）同一都道府県に継続して3年以上居住することを条件に、高校又は予備校への通学のために住民票を移動した期間を除外する。（1）
- ・人口流動性が高いため、「継続して3年間居住する住所地」の要件の確認作業が膨大になる。また、地域枠受験資格には同要件がなく、整合性がなくなるので、住所地の要件には反対。（1）
- ・証明書類として「戸籍の附票」に「戸籍の附票の除票」を追加する。（1）

反	対
---	---

3 複数回答あり

- ・事務の増大や困難性が伴う。（3）
- ・受験生間での不公平感が生じる。（2）
- ・現状は比較的受験者数が多いが、選択制とすると離島が多い本県が敬遠されるケースが多くなるのではないかと憂慮。（1）
- ・本県は現行制度で支障ない。（1）